

品川区

創業支援セミナー

2025
5/8(木) ~ 6/8(日)

プレセミナー + 本講座4回 + 最終面談

※最終面談日程は受講2日目頃に決定します。(6/9~7/31)

証明書の発行には本講座4回受講+最終面談参加が必須です!

プレセミナー (オンライン開催)

5/8(木)
17:00▶18:30
【経営】

- ◇オリエンテーション
- ◇補助金・品川区支援策活用・経営
 - 当セミナーのオリエンテーション
 - 特定創業支援等事業の活用方法
 - 経営に関する講義

講師: 中小企業診断士 白井有紀氏
※ZOOMを使用。アーカイブ配信あり

本講座 (リアル開催) ※一部会場・曜日が異なりますのでご注意ください

5/11(日)
10:00▶12:00
【経営】

- ◇社会・地域貢献をカタチにする創業
 - 地域・社会課題と理念、ビジョンの作り方
 - ビジネスプランを考える

会場①:品川産業支援交流施設 SHIP 多目的ルーム

5/25(日)
10:00▶12:00
【販路開拓】

- ◇売れる仕組みを考える
 - マーケティングと販路開拓を考える

会場①:品川産業支援交流施設 SHIP 多目的ルーム

5/31(土)
10:00▶12:00
【人材育成・財務】

- ◇チームづくりと一体化させる方法
- ◇創業時に必要なお金の話
 - 組織の考え方やチームを一体化させる(教育、モチベーション向上)
 - 資金調達計画を作る

会場②:武蔵小山創業支援センター 第1会議室

6/8(日)
10:00▶12:00
【財務】

- ◇収支計画の作り方
 - 売上とコストを考慮して利益計画を作る

会場①:品川産業支援交流施設 SHIP 多目的ルーム

本講座(全4回)講師:中小企業診断士 竹林晋氏

定員 25名

フォームからの申込締切 4/11(金) 18:00

応募書類提出締切 4/14(月) 18:00

※応募書類ご提出後、選考により受講者を決定します。

セミナー概要

事業計画の作成や顧客獲得方法など起業に必要な実践的知識を学びます。

受講のメリット

セミナー修了者は、特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の交付を受けることができ、会社設立の際の登録免許税の減免や、信用保証の特例等の支援制度を利用できるようになります。 ※詳しくは裏面をご覧ください。

講師紹介



エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士

白井 有紀氏 (プレセミナー担当)



エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士

竹林 晋氏 (本講座担当)

お申込はこちら



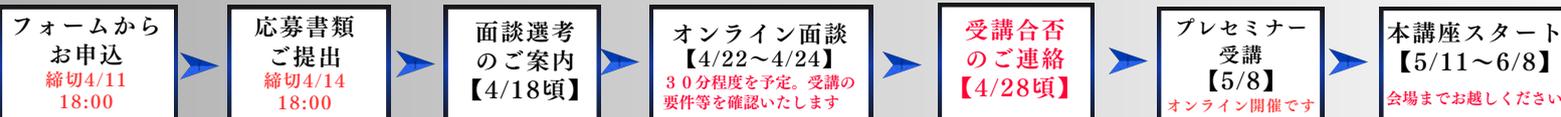
【お問合せ先】

本事業企画運営
エキスパート・リンク株式会社
IVP事業部

✉ hqship@ex-link.co.jp

「創業支援セミナーについて」
と件名に入れてご連絡ください。

お申込からの流れ



※応募書類ご提出は、原則メールにてお願いいたします。

※選考結果はメールにて通知いたします。万が一通知が届かない場合はお問合せ先までご連絡ください。

※選考内容・審査の詳細はお伝えいたしかねます。ご了承ください。

主催：一般財団法人品川ビジネススクラブ
企画運営：エキスパート・リンク株式会社

特定創業支援等事業とは

1か月以上4回以上の創業相談等を経て、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得する事業です。区はこの支援を受けた創業者の求めにより、証明書を交付します。この証明書により以下の優遇措置を受けられます。

1. 登録免許税の減免

認定を受けた特定創業支援等事業の支援を受けて、創業を行おうとする者または創業後5年未満の個人が会社（※1）を設立する際に登記にかかる登録免許税が軽減（※2 資本金の0.7%→0.35%）されます。

※1 株式会社、又は合同会社を指します。

※2 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減となります。

（株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円）

2. 品川区融資あっ旋制度における創業支援資金の利用の際の利率の優遇

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、創業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として同資金を利用することが可能です。（別途、審査を受ける必要があります。）

3. 日本政策金融公庫新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げ

特定創業支援等事業により支援を受けた者は、新規開業・スタートアップ支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することが可能です。

（別途、審査を受ける必要があります。）

4. 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証を、事業開始の6か月前から利用することが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書（写し可）を提出します。（別途、審査を受ける必要があります。）

講師紹介

プレセミナー担当

白井 有紀氏



エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士
SHIPインキュベーションマネージャー

2003年川崎市役所に入庁。市民の健康の維持増進に寄与。その後機能訓練型デイサービスにて看護師として4年勤務。2021年「白雪相談所」を開業し、中小企業診断士業務をスタート。現在までに支援件数は600件を超える。

本講座担当

竹林 晋氏



エキスパート・リンク株式会社
コンサルタント/中小企業診断士

27歳時にコンビニ経営で独立後、移動販売車、レンタルボックスショップの経営など様々な事業に挑戦、現在は、そのノウハウを活かし小売サービス業「Gift&Fun」を経営しながらコンサルティング事業を展開、これまで1,000人以上の創業や経営支援を行ってきた。

開催場所のご案内

※プレセミナー、本講座共に10分前から入室可能です。

■プレセミナー（5/8）

Zoom Webinarsにて開催（受講合否のご連絡の際に受講方法をご案内します）

■本講座

※会場・曜日が異なりますのでご注意ください

会場①（5/11、5/25、6/8）

アクセスはこちら

品川産業支援交流施設 SHIP

多目的ルーム

JR山手線・JR埼京線・

JR湘南新宿ラインりんかい線

「大崎」駅より徒歩8分

施設の1階にセブンイレブンがあります。

エスカレータをあがり、2階エントランスから

エレベータにて4階のSHIPへお越しください。

アクセスはこちら



会場②（5/31）

武蔵小山創業支援センター

第1会議室

東急目黒線 武蔵小山駅より徒歩3分



創業支援セミナー受講による
特定創業支援等事業の証明書発行は
以下のA及びBの条件を満たした方に対し行われます。

A. ①②いずれかに該当するもの。

※「企業の代表者・個人事業主でない者」

→設立登記を行ったか、開業届を出しているかどうかが基準になります。
所得税法上の事業所得のある者等は対象外になる可能性があります。

①企業の代表者でない者・個人事業主でない者が品川区内に初めて創業する場合
※半年以内に区内での起業を予定されている方が対象になります。

②企業の代表者でない者・個人事業主でない者が品川区内に初めて創業し、
事業を継続して5年以内の場合

※創業後から引き続き品川区内で事業を行っている必要があります。

※個人事業主が事業開始後5年未満に会社を設立した場合、個人事業主として
事業開始時点から起算して5年未満であれば、会社設立後でも証明を受ける
対象となる場合があります。（※法人成りをされた方については、個人事業主と
しての証明となります。）

※現在営んでいる事業を継続しつつ、別の事業を始める場合は対象外となります。

B. 本創業支援セミナーにおいて、経営・財務・人材育成・販路開拓の講義を受け、
1か月以上かつ4回、面談を含む合計5日間出席したものを。

※各条件を満たさない方は、セミナー等にご参加いただいても
優遇措置を受けられません。



品川産業支援交流施設 SHIP

品川区北品川5-5-15 大崎ブライトコア 4階

TEL: 03-5449-6557 Mail: ship-info@shinagawa-businessclub.jp

当施設は、(一財)品川ビジネススクラブが施設運営管理を行っています。

【SHIP公式SNS】

HP

X

Facebook

